

第 1 監査の範囲

I 監査の期間

監査（前期） 令和 2年9月28日から10月2日まで（4日間）

監査（後期） 令和 3年1月20日から1月29日まで（実質7日間）

II 監査対象部局等

監査対象については、監査（前期）は施設関係を中心に、監査（後期）においては、各部、各行政委員会等について実施した。

監査（前期）の対象機関は18機関で、書面監査及び実地監査を実施した。

監査（後期）の対象部局は、各部、各行政委員会等の25課・室・事務局等について実施した。

○ 監査（前期）

実施区分	所管課	対象機関（施設）名
書面監査 及び 実地監査	市民課	花輪支所、大湯支所
	市民共動課	花輪市民センター、かなやまアリーナ
	福祉総務課	湯瀬ふれあいセンター
	すこやか子育て課	花輪さくら保育園
	農林課	柴平地域活動センター、八幡平地域連携営農推進団地
	産業活力課	鹿角観光ふるさと館
	都市整備課	高井田住宅、四の岱住宅
	上下水道課	花輪浄水場、湯瀬浄化センター
	総務学事課	花輪中学校、尾去沢小学校
	スポーツ振興課	花輪市民プール、花輪スキー場、城野球場

○ 監査（後期）

実施区分	対象部局名
書面監査	総務課、特別給付金交付室、政策企画課、財政課、契約検査室、市民課、市民共動課、税務課、福祉総務課、すこやか子育て課、あんしん長寿課、農林課、産業活力課、都市整備課、上下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会（総務学事課、生涯学習課、スポーツ振興課、国体・インカレ事務局）、消防本部

Ⅲ 監査の観点

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理が、法第2条第14項（事務処理の能率性）及び同条第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に従ってなされているかどうかを主眼に、次の事項を重点に実施した。

- 1 指摘事項に対する措置状況について
- 2 職員の配置及び服務状況について
- 3 事務・事業の執行状況について
- 4 予算の執行状況について
- 5 主なる工事の執行状況について
- 6 主なる備品の取得・処分の状況について
- 7 施設の経営・運営及び維持管理について
- 8 財産の維持管理状況について
- 9 施設の管理委託業務状況について

なお、調査時点は、監査（前期）は、職員の配置状況が令和2年9月1日現在、施設の利用状況及び事業の執行状況等は原則として令和2年4月1日から令和2年8月31日までとし、監査（後期）においては、職員の配置状況が令和3年1月1日現在、職員の服務状況は令和2年1月1日から令和2年12月31日まで、予算執行及び事業の執行状況等は令和2年4月1日から令和2年12月31日までとした。

第2 監査の方法

監査期日を定め、監査対象の各部、各行政委員会等から、あらかじめ提出を求めた資料に基づいて説明を受け、質問その他の手法により書面監査を行った。

なお、監査（前期）においては、書面監査を先に実施し、その後に実地監査を行った。

第3 監査の結果

本年度は、第6次鹿角市総合計画後期基本計画の最終年度であるが、新型コロナウイルス感染症による影響が少なからず見られるものの、これまでに取り組んできた施策や事業の成果を捉えつつ、8つの重点プロジェクトで設定した指標の達成に向けた積極的な取り組みが図られ、住民福祉の向上と地域活性化に向け、計画通り実施されていた。また、財務に関する事務の執行についても、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

定期監査及び財政援助団体等監査における主な所見について、以下に述べる。

なお、事務処理上の軽微な誤りや個別事項については、監査の過程において関係課に対し改善、検討を指導、要望したので、記述は省略した。

○ 定期監査共通事項

1 服務関係簿冊等の管理について

服務関係の簿冊については、ここ2年ほど注視してきたが、記載・押印もれ等は減少傾向にあるものの、出勤簿や休暇申出簿、時間外勤務命令簿への記載もれ、押印もれ等、軽微ながらも見受けられた。

庶務管理システムが導入されたことによって、チェック機能の強化やペーパーレス化により、事務の軽減が図られることは、服務管理において大いに有効であるが、監理監督者による検印や、決裁・承認の手続きにあたっては、休暇取得や時間外勤務の把握に十分に努め、健康に配慮した服務管理を行っていただきたい。

2 予算の執行管理について

新型コロナウイルス感染症対策のため、事務・事業の縮小や中止、また感染拡大防止に係る備品や衛生管理用消耗品の購入に必要な予算の補正や流用がされているが、市場の在庫不足等により執行率が低いものも見受けられるため、事務・事業に影響の出ることのないよう、適切な予算の執行管理に努めていただきたい。

3 施設等の管理について

老朽化が進んでいる施設等の維持、保全のための長寿命化対策や統合、廃止、及び今後の利活用方針等について、「鹿角市公共施設総合管理計画」に基づき、実効性をもって適正な管理を進めていただきたい。

注1 各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。

注2 「-」は、該当数字のないものである。